

神司発乙第186号

令和3年8月31日

会 員 各 位

神奈川県司法書士会

事務局長 荒井和彦

司法書士による「システム利用料」の支払いに関する照会について（お知らせ）

連合会より、標記の件に関する照会（別紙1）及び回答（別紙2）が届きましたのでお知らせいたします。

日司連常発第67号

令和3年（2021年）8月27日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会

常務理事 樋口威作夫

司法書士による「システム利用料」の支払いに関する照会について（お知らせ）

標記の件について、昨年7月14日付東司発第109号文書【別紙1】にて東京司法書士会より照会があり、昨年8月12日付日司連常発第105号文書【別紙2】のとおり回答したところ、他の司法書士会からも同様の照会があったため、今般、すべての司法書士会にもお送りすることといたしました。

貴会会員にもご周知くださるようお願いいたします。

〔本件に関する問合せ先〕

日本司法書士会連合会 事務局総務部総務課 清水

Tel 03-5925-8101（直通）／03-3359-4171（代表）

東 司 発 第 1 0 9 号

令 和 2 年 7 月 1 4 日

日本司法書士会連合会

会長 今 川 嘉 典 様

東京司法書士会

会長 野 中 政 志



司法書士による「システム利用料」の支払について（照会）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン（資料1。以下「E A J社」といいます。）は、金融機関と業務委託契約を締結し、「業務依頼オペレーション管理システム」と称する専用のシステムを利用し、このシステムに登録した司法書士（以下「登録司法書士」といいます。）に対して、金融機関からの登記案件について業務依頼をしており、業務依頼を受けた登録司法書士は、当該登記案件を受託するごとに「システム利用料」と称する定額の料金をE A J社に支払っています（資料2）。

E A J社は、この「システム利用料」の支払について、「当社システムは、金融機関及び司法書士の業務サポートシステムであり、司法書士から頂く『システム利用料』も司法書士報酬に応じて課金されるものではなく、1件あたりの定額料金が設定されており、通常のASP・SaaS形式によるサービスと異なるところはなく、不当誘致には該当いたしません。」と述べたり（資料3）、また、同社のホームページ上に掲載されている「2019年2月期 有価証券報告書」の15ページにおいては、「当社が金融機関等に対し提供する助言及び事務代行業務は依頼者を司法書士に紹介する行為ではなく金融機関等の求める基準を満たす司法書士をリスト化し提示する行為であり、司法書士から受領する業務委託料は司法書士等の紹介をする業務の対価ではなく当社が提供するサービスの対価であることから、当社の事業は上記規定（引用者注：司法書士法施行規則第26条及び司法書士倫理第13条第2項）に抵触しておりません。」と述べたりするなどしています（資料4）。

しかし、当会では、貴連合会が平成30年5月16日付け日司連常発第18号「司法書士への業務紹介料の支払いについて（回答）」において、司法書士倫理第



13条が規定している「対価」とは、「その名目如何に関わらず、依頼者紹介との関係で給付し若しくは給付されるもの」という見解に立っていることからすると、本件においても、登録司法書士は登記案件を受託するごとに一定額の「システム利用料」をE A J社に支払っていることから、登録司法書士がE A J社に対して「システム利用料」を支払うことは、司法書士法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）に違反するおそれのある行為であり、また、司法書士倫理第13条第2項（不当誘致等）によりしてはならない行為に該当するものと考えますが、本件についての法令、会則、司法書士倫理の違反又は違反のおそれの有無について、貴連合会の見解を回答していただきたく、照会いたします。

添付資料

- 資料1 E A J社の会社概要
- 資料2 E A J社の業務スキーム
- 資料3 E A J社「当社業務に関するリーガル上の論点について」
- 資料4 E A J社「2019年2月期 有価証券報告書」15ページ部分

以上

EAJ会社概要

社名 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

2017年9月1日現在

Escrow Agent Japan, Inc

設立 2007年4月
 資本金 330,557千円
 代表者 本間 英明
 従業員数 245名

所在 (本社)
 東京都千代田区大手町二丁目2番1号 新大手町ビル4階

市場 東証一部 (6093)

役員	代表取締役社長	本間 英明
	専務取締役	喜沢 弘幸
	常務取締役	漆原 達弥
	常務取締役	成宮 正一郎
	取締役	太田 昌景
	取締役	道野 清
	社外取締役	臺 祐二
	社外取締役	千原 一成
	社外取締役	穴戸 信哉
	常勤監査役	水落 一
	社外監査役	本井 文夫
	社外監査役	山本 隆

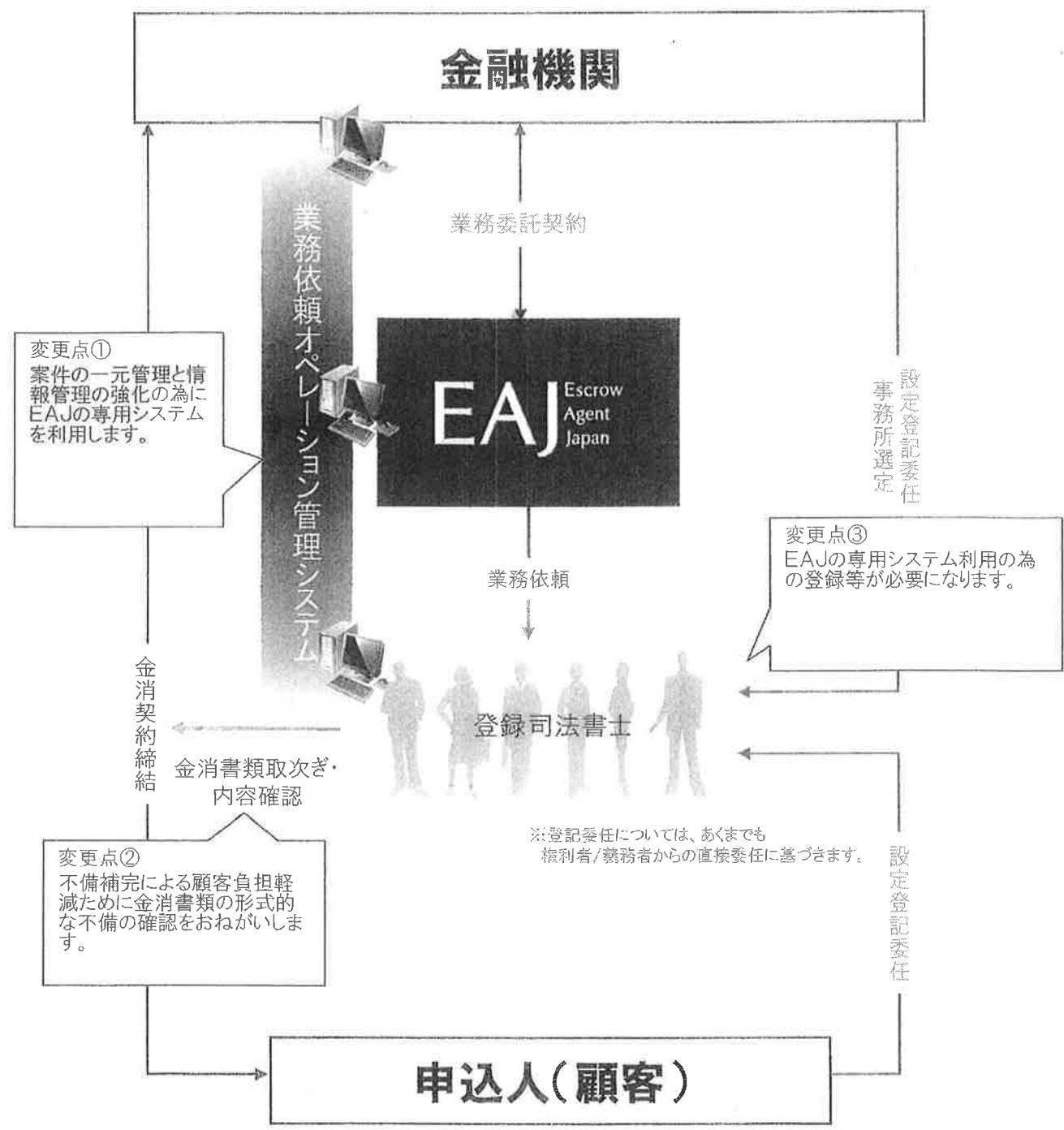
連結子会社 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン信託 (100%)
 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン横浜 (100%)
 株式会社中央グループ (100%)



代表取締役社長 本間英明



業務スキーム



メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 上図記載のシステムを通して、複数の金融機関様からの案件依頼をする事ができます。 	<ul style="list-style-type: none"> 上図に記載のシステムご利用に際して、利用料がかかります。

平成 30 年 4 月吉日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

当社業務に関するリーガル上の論点について

1. 論点

①非司法書士による業務の取り扱い

当社が行う、業務依頼等の業務が非司法書士業務の業務取り扱いに該当するのではないかとの懸念

②不当誘致

当社へシステム手数料が紹介の対価にあたるのではないかとの懸念

③司法書士の独立性

当社へ登録をして業務を行う事で、業務の独立性を担保出来ないのではないかとの懸念

2. 結論

①非司法書士による業務の取り扱い

当社が行う業務は、別図(1)の通り、従来まで金融機関が実施していた司法書士への登記に係る依頼業務、進捗管理業務、登記内容の確認業務等を金融機関との業務委託契約に基づき、当社が開発したシステムをして実施するものであり、司法書士業務を当社が実施しているものではありません。

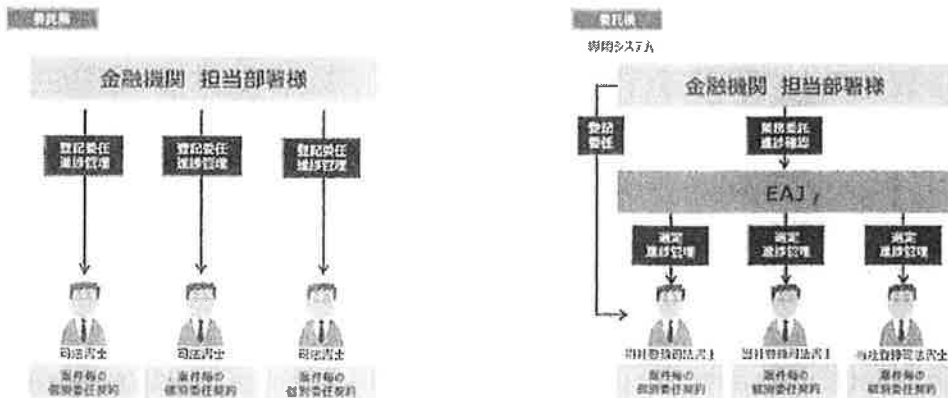
②不当誘致

当社システムは、金融機関及び司法書士の業務サポートシステムであり、司法書士から頂く「システム利用料」も司法書士報酬に応じて課金されるものではなく、1件あたりの定額料金が設定されており、通常のASP・SaaS形式によるサービスと異なることなく、不当誘致には該当いたしません。

③司法書士の独立性

本スキームにおいて、登記依頼があった場合に本依頼に関する受任の可否判断は司法書士側にあり業務の独立性は担保されています。

【別図 1】



(株中央グループ)

許認可等の名称	所管	許認可等の内容	取消、解約その他の事由	有効期限
一般労働者派遣業許可	厚生労働省	派15-300245号	労働者派遣法 第6条第1項 第1号～6号	2018年1月1日～ 2020年12月31日
測量業者登録	国土交通省	登録第(1) -35478号	測量法第57条 第1項～3項各号	2018年3月6日～ 2023年3月5日
不動産鑑定業登録	新潟県 知事	新潟県知事登録 (1) 第102号	不動産鑑定法第30条	2017年7月3日～ 2022年7月2日
一級建築士事務所登録	新潟県 知事	一級建築士事務所 (イ) 第5178号	建築士法第26条第1項～4項	2017年7月3日～ 2022年7月2日

③司法書士法等について

当社は金融機関等の顧客から「金融機関の担保設定、抹消登記を行う司法書士選定に関する助言及び事務代行業務」を受託しております。当該業務遂行のため当社は、司法書士等の司法書士賠償責任保険への加入状況、プライバシーマークの取得状況、司法書士事務所の体制、資格者の人数、補助者の人数及び懲戒事例等の有無等を調査した上でシステム登録し、金融機関等の求めに応じ一定の基準を満たす司法書士をリスト化し提示しております。また、当社は一部の司法書士法人と業務委託契約を締結し、金融機関等からの登記業務の依頼の受付及び進捗管理等を行うことができるシステムの提供及び運用サポート等を行っております。

司法書士は、業務を行うに当たり「不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。」(司法書士法施行規則第26条)、「依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。」(司法書士倫理第13条第2項)等の規制を受けておりますが、当社が金融機関等に対し提供する助言及び事務代行業務は依頼者を司法書士に紹介する行為ではなく金融機関等の求める基準を満たす司法書士をリスト化し提示する行為であり、司法書士から受領する業務委託料は司法書士等の紹介をする業務の対価ではなく当社が提供するサービスの対価であることから、当社の事業は上記規定に抵触していません。その他、司法書士に対するサービスを提供する上で、当社は司法書士法、同法施行規則、司法書士会則基準、司法書士倫理の影響を受けております。

当社は、これら法令等の遵守のため適宜、管轄省庁である法務省や弁護士に事業スキームの適法性を確認した上で司法書士にサービスを提供しておりますが、今後、法令等の改正等により何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④人材派遣及び業務受託について

当社はBPO事業において、金融機関の業務効率化ニーズを的確に把握するために当社社員を金融機関に派遣するほか、金融機関の業務の一部を受託しております。

人材派遣にあたっては、労働者派遣法、職業安定法その他の規制に反することが無いよう事前に弁護士への確認を行っております。また、当社から派遣された社員は、当社が行う業務受託とは別の指揮命令系統により業務を行っております。なお、業務受託においては、受託する業務の範囲を明確にし、当社内での指揮命令が行われることを徹底するほか、業務受託を行う社員を含め研修を行い、関連法令の遵守に努めております。

しかしながら、今後、人材派遣及び業務受託に関連する諸法令の改正等により何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役社長である本間 英明は、当社の経営方針の決定を始め、営業、企画等において重要な役割を果たしており、また、近親者が議決権の100%を所有する株式会社中央グループホールディングスを含めると、当社株式の4割超を保有する大株主であります。

そのため、代表取締役社長への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成を図っておりますが、何らかの理由により本間 英明の業務遂行が困難になった場合、今後の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定取引先への依存について

当社グループの販売先は主に司法書士や金融機関であります。その中でも、司法書士法人コスモ(現 株式会社コスモホールディングス)とは2008年1月から、住信SBIネット銀行とは2008年3月から取引を開始しており、受託案件及び案件依頼の増加等に伴い、司法書士法人の当社が提供するシステム利用は増加しております。

当社グループは引き続き、これらの特定取引先と安定的な取引の継続を進めるとともに、新たな取引先の開拓に努める方針であります。また、司法書士法人各社に対する金融機関等からの案件依頼の減少、特定取引先の取引方針の変更

日司連常発第 105 号
令和 2 年（2020 年）8 月 12 日

東京司法書士会
会長 野 中 政 志 殿

日本司法書士会連合会
常務理事 長 田 弘 子

司法書士による「システム利用料」の支払いに関する照会について（回答）

令和 2 年 7 月 14 日付東司発第 109 号にて照会のありました標記の件につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン（以下「E A J」という。）に対して司法書士から支払われる「システム利用料」が、司法書士が受託する業務に応じて支払われるものであるなら、その司法書士の行為は貴見のとおりと考えます。当該司法書士は、E A J が介することによって業務の依頼を受けているのであって、E A J に登録していなければ、依頼を受けることがないのであるなら、「システム利用料」は実質的に業務依頼に対する対価と見られるからです。

[本件に関する問合せ先]

日本司法書士会連合会 事務局総務部総務第一課